



新潟県における大雨警報・注意報の暫定基準の廃止について

新潟地方気象台は、地震の影響を考慮した大雨警報・注意報の暫定基準を廃止し、令和 2 年 12 月 10 日から通常基準により運用します。

令和元年 6 月 18 日に山形県沖を震源とする地震により、新潟県では、村上市で震度 6 強を観測しました。

このため、村上市においては地盤の緩みを考慮し、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）について、地震発生当初は通常の 7 割に引き下げた暫定基準を設けて運用し、その後暫定基準の見直しを図り、令和元年 12 月 24 日からは通常の 8 割に引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

大雨警報・注意報の暫定基準は、新潟県と新潟地方気象台が共同で発表する新潟県土砂災害警戒情報の発表基準と整合をとりつつ、降雨の状況と土砂災害との関連等を調査し、適切な見直しを行うこととしています。

今般、新潟県土砂災害警戒情報の暫定基準を令和 2 年 12 月 10 日をもって廃止して通常基準に戻すことに伴い、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の暫定基準についても下記のとおり廃止し、通常基準に戻すこととしますのでお知らせします。

なお、気象庁で提供する「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」※についても、通常基準による判定結果となりますので、引き続き避難対象地域の絞込みに活用いただけます。

記

1. 暫定基準を廃止する日時
令和 2 年 12 月 10 日（木）14 時
2. 暫定基準を廃止して通常基準とする市（別紙に図示）
村上市

これにより、新潟県内の市町村の大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）は全て通常基準となります。

※大雨警報（土砂災害）の危険度分布は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報です。詳細については、以下を参照してください。

気象庁：<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/doshakeikai.html#b>
<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>

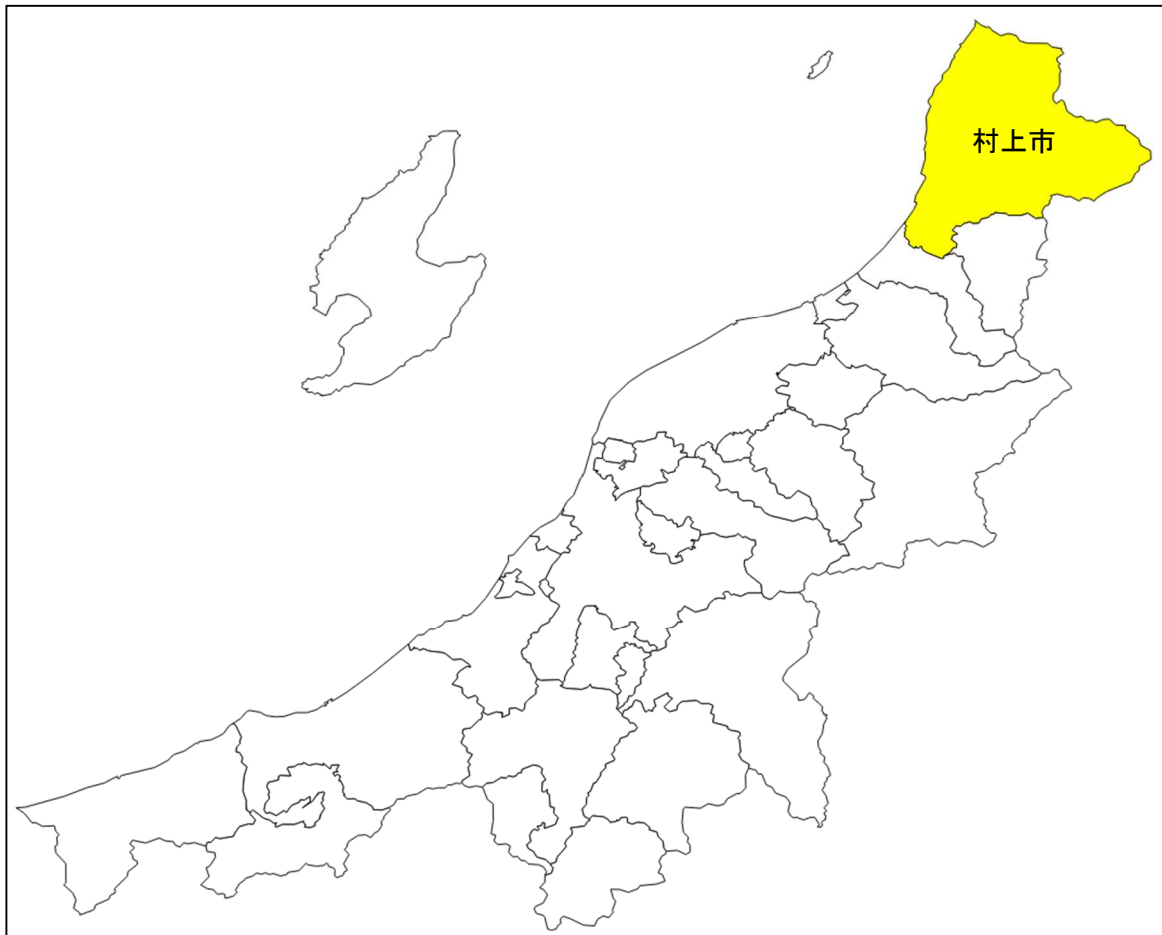
問合せ先：新潟地方気象台 担当 杉田

電話 025-281-5872

FAX 025-281-5862



大雨警報・注意報の暫定基準を廃止する市



 暫定基準を廃止し通常基準に戻す市